

地域自殺対策緊急強化基金管理運営要領

第1 通則

地域自殺対策緊急強化交付金（以下「交付金」という。）により都道府県に造成された基金（以下「基金」という。）の管理、運用、取崩し等に係る事業（以下「基金事業」という。）及び基金を活用して行われる地域自殺対策緊急強化事業（以下「緊急強化事業」という。）については、この要領の定めるところによるものとする。

第2 基金事業

（1）基金の設置

基金は、都道府県がこれを設置するものとする。都道府県は基金を積み増すことができるものとする。

（2）基金の経理

基金の経理については、交付金部分とそれ以外の部分を区別して行うこととする。

（3）基金の設置方法

基金は、次の事項を条例等において規定するものとする。

- ① 基金の設置目的
- ② 基金の額
- ③ 基金の管理
- ④ 運用益の処理
- ⑤ 基金の処分

（4）基金事業の実施

① 基金事業の交付額の上限の設定

ア 都道府県は、毎年度、市町村（特別区を含む。以下同じ）ごとの交付額の上限を提示するものとする。

イ 都道府県は、基金事業に係る計画の見直しに伴い、必要に応じて市町村ごとの上限を見直すことができるものとする。

② 地域自殺対策の緊急強化のための計画の策定

ア 市町村は、事業を実施するに当たり、都道府県に対して平成27年度末までの緊急強化事業に係る計画（以下「市町村計画」という。）を策定するものとする。

イ 都道府県は、提出された市町村計画について、必要な調整を行った上で取りまとめるとともに、都道府県自らが実施する緊急強化事業も踏まえ、平成

27年度末までの計画期間中の施策等を示した計画（以下「都道府県計画」という。）を策定し、内閣総理大臣に提出するものとする。

ウ 都道府県、市町村は、必要に応じて都道府県計画、市町村計画を見直すことができるものとする。

エ 内閣総理大臣は、提出された都道府県計画について、「地域自殺対策緊急強化交付金交付要綱」（平成21年6月5日付府政共生第633号）（以下「交付要綱」という。）やこの要領に反する場合は、必要に応じて見直すことを求めるものとする。

③ 事業計画の策定

ア 市町村は、事業を実施するに当たり、当該年度に実施する緊急強化事業や必要な経費等を示した事業計画（以下「市町村事業計画」という。）を毎年度策定し、都道府県に提出するものとする。

イ 都道府県は、提出された市町村事業計画について必要な調整を行った上で取りまとめるとともに、都道府県自らが実施する緊急強化事業や必要な経費、当該年度の基金の取崩し額等を示した事業計画（以下「都道府県事業計画」という。）を毎年度策定し、管内の市町村事業計画を添付して内閣総理大臣に提出するものとする。

ウ 内閣総理大臣は、提出された都道府県事業計画について、交付要綱やこの要領等に反する場合は、必要に応じて見直すことを求めるものとする。

④ 基金の取崩し

都道府県は、都道府県事業計画の範囲内で、都道府県、市町村が行う緊急強化事業に必要な経費を基金から取り崩し、支出するものとする。

（5）運用益の処分

基金の運用によって生じた運用益は、当該基金に繰り入れるものとする。

（6）基金事業の中止

都道府県は、基金事業を中止し、又は廃止する場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

（7）基金の処分の制限

基金（（5）に繰り入れた運用益を含む。）は、緊急強化事業を実施する場合を除き、これを取り崩してはならないものとする。

（8）事業の終了及び基金の返還

- ① 緊急強化事業の実施期限は平成27年度末とする。
ただし、緊急強化事業の精算手続に限り、期限を平成28年12月31日まで延長することができる。
- ② 緊急強化事業終了後には、基金の保有額、基金事業に係る保管の状況等必要な事項を内閣総理大臣に報告し、その指示を受け、基金の残余额を国庫に返還しなければならない。
また、基金を解散する場合は、精算手続が全て完了した上で、行うものとする。
- ③ 内閣総理大臣は、①及び②に定める場合のほか、次に掲げる場合には、基金事業及び緊急強化事業について終了又は変更を命ずることができるものとする。
 - ア 都道府県が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、交付要綱若しくはこの要領又はこれらに基づく内閣総理大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - イ 都道府県が、基金を基金事業及び緊急強化事業以外の用途に使用した場合
 - ウ 都道府県が、基金の運営に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
 - エ 内閣総理大臣が、基金の額が基金事業及び緊急強化事業の実施状況その他の事情に照らして過大であると認めた場合、もしくは基金事業又は緊急強化事業の終了前であっても基金を継続する必要性が認められなくなった場合
 - オ その他基金の全部又は一部を継続する必要性がなくなった場合
- ④ 内閣総理大臣は、③の終了又は変更を命じた場合において、期限を付して、基金から支出した金額に相当する金額について、基金に充当すること、もしくは全部又は一部について国庫への返還を命ずることができるものとする。

(9) 基金事業等の公表

都道府県（⑤は市町村を含む）は、基金事業に係る次の事項について、公表しなければならない。

- ① 基金の名称
- ② 基金事業の概要
- ③ 年度末保管額
- ④ 国費相当額（国費で造成した額を、国費で造成した額と国費以外で造成した額の合計で除した数値で③を乗じた額。円未満四捨五入。）
- ⑤ 緊急強化事業において、民間団体に補助又は助成等を行う場合は、申請方法、申請期限、審査基準等

(10) 基金事業実施状況報告

都道府県は、毎年度基金事業に係る決算終了後速やかに、別紙様式により基金事業実施状況報告を内閣総理大臣に提出しなければならない。

第3 緊急強化事業の実施

(1) 緊急強化事業について

緊急強化事業の内容、対象経費等は、別添「基金を活用して行われる地域自殺対策緊急強化事業について」に定めるところとする。

ただし、次に掲げる経費は、緊急強化事業の対象としない。

- ① 各府省が実施する国庫負担（補助）制度により、既に当該事業の全部又は一部について、負担若しくは補助されている経費
- ② 関係行政機関の恒常的職員に係る人件費等の経常的な経費

(2) 緊急強化事業の実施主体

緊急強化事業の実施主体は、都道府県及び市町村とする。

(3) 市町村が行う緊急強化事業に係る助成金の交付申請等

- ① 市町村は、緊急強化事業を実施しようとする場合には、毎年度都道府県に対し市町村事業計画を提出するとともに、緊急強化事業に係る助成金の助成申請を提出しなければならない。
- ② 都道府県は、市町村事業計画に基づき緊急強化事業に係る助成金の申請を受けた場合には、審査を行い、当該申請内容が適正と認められた場合は、当該市町村に対し助成金の交付を行うものとする。
- ③ 都道府県は、②の助成決定に基づき基金を取り崩し、これを一般会計に繰り入れた上で、市町村に対し助成金を交付するものとする。
その場合、都道府県の負担が生じる事業については、都道府県負担分を併せて交付するものとする。

(4) 緊急強化事業の中止

- ① 都道府県は、緊急強化事業を中止し、又は廃止する場合には、内閣総理大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- ② 市町村は、緊急強化事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- ③ ②に基づき都道府県知事が指示をする場合は、内閣総理大臣に報告しなければならない。

第4 緊急強化事業を実施する場合の条件

(1) 都道府県が緊急強化事業を実施する場合

- ① 第3(1)に規定する事業に使用しなければならない。
- ② 都道府県事業計画に記載された緊急強化事業の内容及び経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、修正した都道府県事業計画を内閣総理大臣に提出しなければならない。内閣総理大臣は、修正された都道府県事業計画について、交付要綱やこの要領等に反する場合は、必要に応じて見直すことを求めるものとする。
- ③ 緊急強化事業が予定の期間内に完了しない場合又は緊急強化事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに内閣総理大臣に報告しなければならない。
- ④ 緊急強化事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに緊急強化事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、内閣総理大臣の承認を受けず、この緊急強化事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- ⑤ 緊急強化事業により取得し、又は効用の増加した財産については、緊急強化事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- ⑥ 緊急強化事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- ⑦ 緊急強化事業を行う者が、①から⑥までにより付した条件に違反した場合には、この交付金の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- ⑧ ④において、内閣総理大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(2) 都道府県が市町村の行う緊急強化事業に対して助成する場合

- ① 第3(1)に規定する事業に使用しなければならない。
- ② 市町村事業計画に記載された緊急強化事業の内容及び経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、市町村事業計画を修正し、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- ③ 緊急強化事業が予定の期間内に完了しない場合又は緊急強化事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに都道府県知事に報告してその指示を受けな

ければならない。

- ④ 緊急強化事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに緊急強化事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、都道府県知事の承認を受けずに、この緊急強化事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- ⑤ 緊急強化事業により取得し、又は効用の増加した財産については、緊急強化事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- ⑥ 緊急強化事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- ⑦ 緊急強化事業を行う者が、①から⑥までにより付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。
- ⑧ ④において、都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- ⑨ ③に基づき都道府県知事が指示をする場合は、内閣総理大臣に報告しなければならない。

(3) (2)の⑦又は⑧により付した条件に基づき市町村から都道府県知事に対して納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(4) 緊急強化事業の対象経費と重複して、各府省が所管する補助金等の交付を受けてはならない。

第5 緊急強化事業実績報告

都道府県は、毎年度、緊急強化事業が完了した後、都道府県及び市町村が当該年度に実施した緊急強化事業に係る実績に関する報告を取りまとめた上で、別紙様式により第2(9)の基金事業実施状況報告とともに、基金事業に係る決算終了後速やかに、内閣総理大臣に提出しなければならない。

第6 その他

- (1) 都道府県は、市町村が行う緊急強化事業に係る助成金の交付申請及び交付決定の事務に係る手続等の助成要綱を定め、実施するものとする。
- (2) 都道府県においては、管内市町村、関係団体等に当該基金事業及び緊急強化事業

の趣旨について十分な説明を行うとともに、市町村との連携を十分に行い、事務処理に遺漏なきよう取り扱うものとする。

(3) この要領に定めるもののほか、基金事業及び緊急強化事業に関し必要な事項については、内閣府自殺対策推進室長が定めるものとする。

(別 添)

基金を活用して行われる地域自殺対策緊急強化事業について

地域自殺対策緊急強化基金運営要領第3(1)の緊急強化事業の内容、対象経費等は以下によるものとする。

都道府県及び市町村は、東日本大震災における避難者又は被災者向けの自殺対策事業を行うため、各地方公共団体が事業を実施するとともに、民間団体への委託、補助又は助成等により事業を実施することができるものとする。

また、各府省で実施する既存の自殺対策事業は、緊急強化事業の対象外とする。

1. 対面型相談支援事業

(1) 事業内容

関係行政機関、民間団体、医療機関等が幅広く連携し、自殺対策に資するよう、弁護士、司法書士、社会福祉士、保健師、臨床心理技術者等の専門職を活用して、自殺の社会的要因である失業、倒産、多重債務問題等に対する生活相談と、心の健康等の健康要因に関する相談を併せて行う「包括支援相談」を開催したり、相談窓口を設置・充実するなど、相談支援体制の強化を図るための事業(訪問相談、傾聴サロンの開設等も含む。)

(2) 対象経費

相談事業の実施に必要な報償費、賃金、報酬、社会保険料等、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、図書購入費、委託料、補助金

2. 電話相談支援事業

(1) 事業内容

関係行政機関や民間団体で実施する電話等による相談事業について、電話番号の共通化、フリーダイヤル設置、24時間対応、必要な設備・備品の充実強化など心の悩みを抱える人が相談しやすい環境を整備するための事業

(2) 対象経費

電話相談事業の実施に必要な報償費、賃金、報酬、社会保険料等、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、図書購入費、委託料、補助金

3. 人材養成事業

(1) 事業内容

行政機関等の相談担当者や民間ボランティアなど、自殺対策に関わる多様な分野に携わる人材を緊急に養成するための事業

- ① 自殺の危険性の高い人を早期に発見し適切な対応を行うため、人材養成を担う指導員の養成や、その指導員が講師となってゲートキーパー養成研修会の実施
- ② 自殺を考えている人、自殺未遂者等の自殺の危険性の高い人、自死遺族等に相談支援を行う人材を養成するための研修の実施 等

(2) 対象経費

研修会の開催に必要な報償費、賃金、報酬、社会保険料等、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、図書購入費、委託料、補助金、負担金

4. 普及啓発事業

(1) 事業内容

心の悩みを抱える避難者又は被災者に対する「気づき」「つながり」及び「見守り」ができるようにするなど広報啓発を強力に実施するための事業（新聞、テレビ、ラジオ等による広報、パンフレットの作成・配布、シンポジウム、講演会の開催等）

(2) 対象経費

広報啓発の強化に必要な報償費、賃金、報酬、社会保険料等、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料、補助金

5. 強化モデル事業

(1) 事業内容

1. から 4. までのメニュー以外で地方公共団体が独自に取り組む以下の事業

- ① 既存事業にない先導的な取組となる自殺対策事業
- ② ①を実施する上で必要となる調査・研究
- ③ 自殺のハイリスク者に対する支援の実施
- ④ 自殺を考えている人への一時的避難場所（シェルター）の提供等
- ⑤ 自死遺族のための分かち合いの会の運営等の支援

(2) 対象経費

強化モデル事業の実施に必要な経費とするが、関係行政機関の恒常的職員に係る人件費等の経常的な経費は対象外とする。